

保 護 の し お り

～生活保護の利用をお考えになっている方へ～



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

新座市福祉事務所（生活支援課生活保護係）
〒352-8623 新座市野火止1-1-1
電 話 048-477-1111（代表）

◇◇◇生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活費に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条の理念に基づき、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的として、生活保護法により定められた制度です。

令和2年3月1日作成

◇◇◇保護の内容

保護には、次の扶助があります。

生活扶助・・・毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。

ひとり親世帯や高等学校等修了前のお子さんがある世帯、重度の障がいのある方、介護保険料の普通徴収がある方など特別な需要がある方には、次のような加算があります。

（母子加算、児童養育加算、障がい者加算、介護保険料加算、妊産婦加算、
介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障がい者加算）

加算の認定にはそれぞれ条件がありますので、詳しくは福祉事務所にお尋ねください。

住宅扶助・・・必要な家賃、地代（家族の人数に応じて限度額があります。）

教育扶助・・・義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。

介護扶助・・・介護サービスが必要な場合の費用です。

医療扶助・・・病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。

出産扶助・・・出産に要する費用です。

生業扶助・・・高等学校等への就学費用や技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。

葬祭扶助・・・葬儀などに要する費用です。

※ 支給方法は、金銭で支給される場合と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。また、このほかに、一時的に必要なものとして出産、葬祭、被服費、転居資金などが支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

◇◇◇保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

最低生活費・・・その世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入・・・働いて得た収入、年金、手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入、預貯金など、世帯全員の収入を合計したものです。なお、働いて得た収入については、収入額に応じて、一定額の控除があります。

最低生活費（世帯の人数や年齢等により決定されます。）

世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送り等）

不足してしまう生活費

生活保護費

◇◇◇生活保護が決定されるまで

◆ 生活保護の相談

生活保護の相談がある場合は、本人か同居の親族または、扶養義務者の方がおいでください。面接員が生活にお困りになっている事情をお聴きし、その解決を皆さんと一緒に考えます。

◆ 生活保護の申請

生活保護を利用するには、本人や家族等の申請が必要です。

申請するときは、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

生活保護を利用するには、次のような要件があります。活用できるものがあるか、よく考えてください。

1 資産の活用

貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、現在お住まいの住宅や障害のために必要な自動車などは、一定の条件のもとに福祉事務所长からその保有を認められる場合もありますのでご相談ください。

2 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当、医療費助成等）で活用できるものは、それを優先します。

4 扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

◆ 調査

申請されると福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により調査をします。調査の内容は、次のようなものがあります。

- ・ 現在から今までの生活状況、健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産
- ・ 今後の世帯としての自立計画（希望）
- ・ その他保護の決定に必要な事項

◆ 決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護の利用ができるかどうか、福祉事務所長が判断し、申請日から14日以内（調査に時間がかかる場合は30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

* 申請してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、また、困ったことやわからないことがあれば、福祉事務所に連絡、相談してください。

- ① 収入が増えたり減ったりしたとき（給料、年金、仕送りなどのすべての収入）
- ② 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
- ③ 通院したり、入退院したりするとき
- ④ その他、生活の状況が変わったとき

※ 決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に知事に対して審査請求を行うことができます（法第64条）

◆ 暴力団の取扱いについて

- ・ 保護申請中の方が暴力団員と判明した場合は、保護申請を却下とします（ただし急迫状況にある場合は除く。）。

※ 以上が保護の制度についての簡単な説明です。詳細については窓口でお気軽にお聞きください。

※ 申請のときにご用意していただくもの

※ただし、これらの書類が用意できなくても生活保護の申請はできます。

- ご印鑑
- 預貯金通帳（世帯全員の通帳）
- 生命保険証書一式（加入の方）
- 賃貸借契約書（他、家賃納入状況が確認できるもの）
- 収入のある方は、収入明細書等（直近3か月分）
- 年金、手当等受給している方は、証書等受給額の証明できるもの
- 本人確認できるもの（保険証、運転免許証等）
- 持家の方は、登記簿謄本等資産状況が確認できるもの
- 自動車保有の方は、車検証、保険証書類一式
- 障がいのある方は、障がい者手帳等
- 介護保険サービス対象の方は、介護保険被保険者証等
- マイナンバーカード等
- その他必要書類一式（

